

注意事項等

- 1 本書は、特別徴収の個人（市町村）住民税・道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した（従業員等が、異動・退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更の場合、提出不要です。
- 2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。
- 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印
6

市町村民税 給与支払報告
道府県民税 特別徴収
に係る給与所得者異動届出書

整理番号			
課係氏名	総務課給与係	5年度	特別徴収指定番号
	乙野 花子		宛番号
担当者名	0000-00-0000	6年度	特別徴収指定番号
	0000		宛番号
電話番号内線			00000000
			00000000

市町村長 令和〇〇年〇〇月〇〇日 提出	〒 亀岡市〇〇町〇番地 (株) 亀岡	所在地 〒 亀岡市〇〇町〇番地 (株) 亀岡	給与特別徴収義務者（特別徴収義務者） 個人番号又は法人番号（右語めでご記入ください）	
---------------------------	--------------------------	---------------------------------	---	--

フリガナ 氏名 生年月日 元号 個人番号 住所 1月1日現在 異動後	ゼიმ タロウ 税務 太郎 3 - 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 30 年 1 月 17 日 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 亀岡市安町〇番地 京都市〇区〇番地	姓 新	特別徴収税額 (年税額)	(ア) 49,200	(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分から 9 月分まで	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 10 月分から 5 月分まで 32,800	異動年月日 令和〇〇年〇月〇日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 番号を記入 1 8. その他の理由を右欄へ記入	異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 1 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収（本人が納付）
---	---	--------	-----------------	---------------	--	---	--------------------	---	---

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者） 所在地 フリガナ 氏名	〒 621-0000 亀岡市〇〇町〇〇番地 ヘイノショウジ 丙野商事（株）	特別徴収指定番号 0000000	担当氏名 当者 電話 丙 0000-00-0000	新しい勤務先へは、 月割額 4,100 円 を 10 月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	受給者番号 00000	納入書の要否 1 （新規の場合のみ記載）
--------------------------------------	--	---------------------	------------------------------------	---	----------------	----------------------------

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額を 右欄に記入	左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。
---	---------------------------	--------------------------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄	5年度	6年度	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	月分以降の月割額は	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		

市町村処理欄					
A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。